

# 令和3年度第3回さいたま市廃棄物減量等推進審議会

※郵送による書面会議

## 次 第

- 1 議 事  
基本計画の改定について
- 2 その他（報告）について

---

### 資料一覧

- ・ 資料 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の改定について

## 第9期さいたま市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

令和3年12月

	区分	所属	氏名
1	会長 学識経験者	(特定非営利活動法人) 環境ネットワーク埼玉	あきもと ともこ 秋元 智子
2	学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科 教授 環境科学・社会基盤部門(地盤工学・地盤環境工学)	かわもと けん 川本 健
3	副会長 学識経験者	芝浦工業大学システム理工学部 准教授 環境システム学科 エネルギー・システム工学研究室	いわた ともこ 磐田 朋子
4	市民代表	公募選出	やもと しんじ 矢本 深志
5	市民代表	公募選出	たかむら けいこ 高村 桂子
6	関係団体代表	さいたま市自治会連合会	よしだ まきのぶ 吉田 正信
7	関係団体代表	さいたま市PTA協議会	いけだ たくや 池田 拓矢
8	関係団体代表	さいたま市子ども会育成連絡協議会	たぐち ゆりこ 田口 ゆり子
9	関係団体代表	さいたま商工会議所	こばやし あつし 小林 敦
10	関係団体代表	(公益社団法人) 埼玉中央青年会議所	おぼな あきひと 尾花 瑛仁
11	関係団体代表	さいたま市環境会議	のしろ こういち 野代 幸一
12	関係団体代表	(特定非営利活動法人) 埼玉エコ・リサイクル連絡会	おおまえ ますみ 大前 万寿美
13	関係団体代表	さいたま市環境美化会議	やまぎき ようこ 山崎 蓉子
14	関係行政機関	環境省関東地方環境事務所資源循環課長	ますだ ひろみ 増田 大美
15	関係行政機関	埼玉県資源循環推進課 副課長	おのざわ ただよし 小ノ澤 忠義

## さいたま市廃棄物減量等推進審議会 根拠法令

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和45年12月25日法律第137号)
- 2 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例  
(平成13年5月1日条例第195号)
- 3 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則  
(平成13年5月1日規則第142号)

### **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

### **さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例**

第11章 審議会及び推進員

(審議会)

第51条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項を審議するため、さいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する基本的事項について調査審議する。
- 3 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

### 第6章 審議会及び推進員

#### (審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

#### (委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。